

お知らせ

なんたん

発行

南丹市

第308号

平成30年
11月9日発行

<http://www.city.nantan.kyoto.jp/>

目次(ページ)

- ・お知らせ(1~4)
- ・相談会(4)
- ・子育て支援(催し)(4~5)
- ・新刊図書のご案内(6)
- ・催し(6~10)
- ・特別広報(11)
- ・なんたんテレビ番組表(12)

お知らせ

窓口延長業務のご案内

市役所本庁の窓口業務の一部を時間外に取り扱っています。ぜひご利用ください。

- 延長日** 毎月第2・4水曜日(その月の2番目と4番目の水曜日)
 - 延長時間** 午後5時15分~7時
 - 取扱業務**
 - ・戸籍、住民票、印鑑証明の証明書発行業務
 - ・印鑑登録業務
 - ・マイナンバーカードの交付業務
 - ・転入・転出などの住民異動届
- ※詳細はお問い合わせください。

☎市民環境課
☎(0771)68-0005

事前登録型本人通知制度のご案内

住民票や戸籍謄本などの不正取得を防止するため、本人以外の第三者が証明書を取得した場合、その事実を本人に通知する「事前登録型本人通知制度」を実施しています。

多くの方が登録することで、不正取得を抑止する効果が期待できます。市民の皆さんのプライバシーを守るものですので、ぜひご登録ください。

●登録できる方

- ・南丹市の住民基本台帳に登録されている方(除票を含む)
- ・南丹市の戸籍に登録されている方(除籍を含む)

●**登録方法** 市民環境課または各支所市民生活課に備え付けの登録申請書に必要事項を記入の上、登録してください。(代理申請や郵送による申請も可能)

●**登録に必要な物** 本人確認書類(運転免許証、旅券、個人番号カードなど)

※この制度は、第三者からの請求を拒否したり、交付の可否を登録者へ確認する制度ではありません。

※詳細はお問い合わせください。

☎市民環境課
☎(0771)68-0005

11月は児童虐待防止推進月間です

子どもの生命が奪われるなど虐待のニュースが後を絶たず、心を痛めておられる方や何かできないかと思っておられる方も多いのではないのでしょうか。子どもへの虐待を発見したり、「虐待かな」と思われたときは、迷わず通報し、児童相談所や地域での支援につないでいくことが大切です。また、子育て家庭が孤立することなく、困ったときに周りの人に相談できるような取り組みも求められています。

●連絡・相談先

「虐待かな」と思ったら連絡してください。また出産や子育ての悩みの相談も受け付けています。

- ・児童相談所全国共通ダイヤル☎189(いちはやく)
- ・京都府家庭支援総合センター☎(075)531-9900
- ・子育て支援課(家庭児童相談担当)☎(0771)68-0028

※連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や内容に関する秘密は守られます。

☎子育て支援課
☎(0771)68-0017